

[REDACTED]

[REDACTED]

法務省民二第1636号

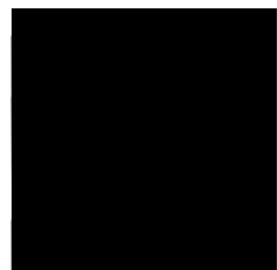
平成21年7月3日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し、本年8月3日から実施することとしたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



[REDACTED]

別紙

第40条第2項第1号中「別添の請求番号何番の」を「上記の」に改め、「(注) 別添として、請求情報又は請求情報を記載した書面を添付する。なお、請求情報において明らかにされた各不動産を特定するための番号（請求番号）により証明に係る不動産及び登記を特定するものとする。」を削る。

不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号民事局長通達）

(傍線部分は改正部分)

新	旧
(登記識別情報に関する証明)	(登記識別情報に関する証明)
第40条 (略)	第40条 (略)
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) 請求に係る登記があるが、当該登記の登記名義人についての登記識別情報が通知され、かつ、失効していないとき。 「 <u>上記の</u> 登記に係る平成何年何月何日受付第何号の登記識別情報に関する証明の請求については、次の理由により、証明することはできません。 当該登記に係る登記識別情報が通知され、かつ、失効していません。	(1) 請求に係る登記があるが、当該登記の登記名義人についての登記識別情報が通知され、かつ、失効していないとき。 「 <u>別添の請求番号何番の</u> 登記に係る平成何年何月何日受付第何号の登記識別情報に関する証明の請求については、次の理由により、証明することはできません。 当該登記に係る登記識別情報が通知され、かつ、失効していません。
(注) (略)	(注) (略)
(削る)	(注) <u>別添として、請求情報又は請求情報を記載した書面を添付する。</u> <u>なお、請求情報において明らかにされた各不動産を特定するための番号（請求番号）により証明に係る不動産及び登記を特定するものとする。</u>
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)